



インフルエンザが猛威を振るっていますが、皆様の体調はいかがですか？
手洗い、うがいと、休息をとって、元気に過ごしたいですね。

みくには
ハートに愛

2019年2月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



「過半数代表」に注意！ 労働政策研究・研修機構の調査より

◆労使協定と過半数代表

労働組合の組織率は年々低下傾向にあるようですが、働き方改革法の成立・施行に伴い、労使協定の重要性が増す中、「過半数代表」については注意が必要です。36協定等の労使協定を締結する場合は、その都度、過半数組合か、過半数組合がない場合は過半数代表者との書面による協定が必要ですが、この度、「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」（（独）労働政策研究・研修機構）の結果が公表されました。

◆「労働組合は1つ」が9割以上

この調査に回答した7,299事業所のうち、労働組合のある事業所（全体の12.6%）の93.8%は、組合が1つでした。2つ以上と回答したのは6.1%です。また、過半数組合があるのは65.5%となっています。

◆「過半数代表」の選出状況

調査によると、過去3年間に、「過半数代表者を選出したことがある」事業所は43.1%、「過半数代表者を選出したことがない」事業所は36.0%、「不明（選出したことがあるか分からない）」が10.1%であったとのことで、中には問題があるケースもありそうです。

「過半数代表（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）」が「いる」のは全体の51.4%、「いない」が36.0%。事業所規模別にみると、「過半数代表」がいる割合は、「9人以下」35.7%、「10～29人」69.5%、「30～99人」85.5%、「100～299人」92.7%、「300～999人」94.3%などと、やはり規模が小さいと割合が低くなっています。

◆選出方法にも問題が…

過半数代表者を選出したことがある事業所における選出方法についての回答は、「投票や挙手」が30.9%となる一方、「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」6.2%、「使用者（事業主や会社）が指名」21.4%などとなり、問題のある事業所があるようです。過半数代表者は、労使協定の締結等を行う者を選出することなど、その目的を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者である必要があります。

ます。

また、過半数代表者の職位について、「課長クラス」、「部長クラス」、「工場長、支店長クラス」、「非正社員」といった回答があり、こちらも問題があるようです。過半数代表者は、監督または管理の地位にある者でない必要があるからです。

適正な過半数代表者を選出していないことが労働基準監督署の調査などで判明すると、締結した労使協定等自体が無効なものとなってしまう、是正勧告や訴訟に大きな影響があります。今後、労働基準監督署によるチェックがさらに厳しくなることは確実と思われるので、再確認しておく必要があるでしょう。

【（独）労働政策研究・研修機構「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2018/186.html>

2月の税務と労務の手続

提出期限

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞

18日

- 所得税の確定申告受付開始＜3月15日まで＞
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第4期＞〔郵便局または銀行〕
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除

Q.私は、夫と二人で自営業をしています。現在、妊娠中で5月出産予定です。出産時に国民年金保険料が免除になる制度が始まると聞きましたがどのような制度でしょうか。

A.平成31年4月より、第1号被保険者の方を対象に、産前産後期間の国民年金保険料を免除する制度が始まります。

まず、国民年金の制度について説明します。日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務づけられています。国民年金には職業などにより3つの種別に分かれ、保険料の納め方が異なります。①第1号被保険者は自営業者、農林漁業者、学生、無職の方等が対象で保険料は各自が納付します。②第2号被保険者は、会社員、公務員等厚生年金の適用事業所に勤務する方で、給与から厚生年金保険料を支払うことにより自動的に国民年金にも加入することになります。③第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方で、国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担するため、各自で国民年金保険料を支払う必要はありません。

すでに平成26年より、第2号被保険者の方は産前産後期間について厚生年金保険料を免除する制度があります。今回は、各自で国民年金保険料を納付している第1号被保険者の方を対象に、国民年金保険料の免除制度が始まります。この制度は、出産予定日の前月から4か月間を産前産後期間とし、この間の保険料が免除されます。なお多胎妊娠の場合は出産予定日の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間の保険料が免除されます。

対象となる方は、出産日が平成31年2月1日以降の方です。ただし、法律の施行が平成31年4月のため、2月に出産した場合は4月分の保険料のみが免除されます。あなたの場合は、出産予定日が5月ですので、出産前に申請する場合は予定日前月の4月から7月までの4か月分が免除されます。届出は出産後でも可能ですが、その場合は実際の出産日を基準とし出産日前月から4か月分が免除されます。

出産前の申請は、住所登録をしている市区町村役場へ出産予定日がわかる母子手帳等を持参して行って下さい。出産後の届出の場合は、出産日が市区町村で確認できるため母子手帳等は原則不要です。法律が施行された平成31年4月以降は、予定日の6か月前より申請することができます。すでに、前納制度を利用し保険料を先に支払っている場合、免除申請をすることにより保険料が還付されます。

この産前産後免除期間は、将来年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。自動的に適用されませんので、該当する場合は制度が始まる4月以降忘れずに申請をして下さい。